



#### (4) 申告方法

認定経営革新等支援機関等(商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等)の確認を受けた申告書と、同機関に提出した書類と同じもの(写し可)を提出してください。

#### ● 提出書類

1. 申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)  
事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者等であることなどについての誓約など
2. 収入減を証する書類(会計簿や青色申告決算書の写し等)
3. 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書等)

※場合によって提出が必要となる書類

・収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類

#### ● 申告期間

令和3年1月から予定しており、令和3年2月1日までとなります。

#### ● 問合せ先

総務部 税務課

### 行政相談週間(10月19日(月)～25日(日))

## ご利用ください『行政相談』

#### 「行政相談」をご存知ですか

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けた、皆さんの身近な相談員です。問題を解決するため、相談に応じて助言などを行います。相談は無料、秘密は厳守しますので気軽に相談してください。

#### 行政相談所

- **日 時** 偶数月の19日 午後1時～4時(土曜・日曜および祝日の場合は次の平日)  
10月は19日(月) 午後1時～4時に開催します。
- **場 所** ふれあいの郷 相談室
- **相談担当者** 行政相談委員 山田 信之

※「行政相談委員」とは、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

#### 一日合同行政相談所の開設

総務省中部管区行政評価局では、次のとおり「行政・法律なんでも相談所」を開設し、年金、登記等の行政相談をはじめ、税金に関する相談、相続・離婚などの法律相談も受け付けます。(弁護士、税理士等への相談は、事前予約が必要です。)

相談は無料で、秘密は守られます。どうぞお気軽にご利用ください。

#### 名古屋会場

- **日 時** 10月14日(水) 午前10時～午後3時
- **場 所** ナディアパーク 3階デザインホール  
地下鉄 栄駅7・8番出口から徒歩7分  
矢場町駅5・6番出口から徒歩5分  
矢場公園北隣

- **問合せ先** 総務省 中部管区行政評価局  
名古屋市中区三の丸2-5-1  
名古屋合同庁舎第2号館  
☎052-972-7415

